

湖西市条例第 8 号

湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 4 日

湖西市長

田内 隆之

湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例

湖西市複合運動施設条例（平成 11 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「免除する」を「減免する」に改める。

別表第 1 中 「小人・高齢者」を「小人・70 歳以上の者」に、
「大人・高齢者」を「大人・70 歳以上の者」に、
「小人・大人・高齢者」を「小人・大人・70 歳以上の者」に改

め、同表備考 1 中「をいい、高齢者とは 70 歳以上の者をいい、大人とは小人及び高齢者以外の者（3 歳未満の者を除く。）」を削り、同表中備考 15 を備考 17 とし、備考 14 を備考 16 とし、備考 13 を備考 15 とし、同表備考 12 中「備考 8」を「備考 10」に、「備考 11」を「備考 13」に改め、同表備考 12 を同表備考 14 とし、同表備考 11 中「備考 8」を「備考 10」に、「備考 9」を「備考 11」に改め、同表備考 11 を同表備考 13 とし、同表備考 10 中「備考 8」を「備考 10」に、「備考 9」を「備考 11」に改め、同表備考 10 を同表備考 12 とし、同表備考 9 中「中学生以下の者が専用使用をする場合の」を「主たる利用目的が中学生以下の者の専用使用の場合（当該中学生以下の者が市民以外である場合を除く。）の」に改め、「（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、上記の表に定める利用料金の額）」を削り、同表備考 9 を同表備考 11 とし、同表備考 8 中「（市内に住所を有する者をいい、）」を「又は」に改め、「団体及び」を「団体若しくは」に改め、「を含む。以下同

じ。)」を削り、「者が」を「ものが」に、「に当該利用料金の 10 割に相当する額を加えた」を「の 2 倍の」に改め、同表中備考 8 を備考 10 とし、備考 7 を備考 9 とし、備考 6 を備考 8 とし、同表備考 5 中「身体障害者手帳」を「障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証）」に改め、「交付」の次に「又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」を加え、「は、上記の表に定める「小人・高齢者」の区分と同額とし、その者の介護者 2 名までは無料」を「をいう。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様」に改め、同表中備考 5 を備考 7 とし、備考 4 を備考 6 とし、備考 3 を備考 5 とし、備考 2 を備考 4 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 70 歳以上の者とは、70 歳以上の市民（市内に住所を有する者又は市内に所在する団体若しくは事業所に所属する者をいう。以下同じ。）をいう。
- 3 大人とは、3 歳未満の者、小人及び 70 歳以上の者以外の者をいう。

別表第 4 中	「 温水レジャープール専用 年間定期券 小人・高齢者 」	を	「 温水レジャープール専用 年間定期券 小人・70 歳以上の者 」
---------	--	---	---

に改め、同表備考 3 を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市複合運動施設条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の湖西市複合運動施設条例第 10 条の規定により発行された定期券は、改正後の条例第 10 条の規定により発行された定期券とみなす。